

2 後遺症による逸失利益

後遺症が生じたために労働能力を喪失したことによる将来の収入の減少です。休業損害と同様に、被害者が給与所得者、事業所得者、会社役員、専業主婦などの家事従事者、失業者や学生などの無職者のいずれであるか、または、高齢者・年金受給者であるかにより、金額が異なります。

●基本的な計算式

基礎収入額×労働能力喪失率×喪失期間に応じたライブニッツ計数

●基礎収入額

原則として事故前の現実収入です。

●労働能力喪失率

後遺障害等級別の労働能力喪失率を参考にして、被害者の職業、年齢、性別、後遺症の部位、程度、事故前の稼働状況等に基づき総合的に判断します。

●ライブニッツ計数

将来の金銭の流入を現在の価値に換算するための計数です。